平成２４年（フ）第３４３８号
大阪府寝屋川市御幸東町30番16号
債務者　仁科　鮎美
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５３８号
大阪市港区港晴１丁目１番24号　Ｔ，Ｓ壱番館301号
債務者　西村　仁志
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５８９号
大阪市東成区大今里西１丁目24番11号　エクセル今里102号
債務者　平沢　俊英
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２３号
大阪市西区九条南４丁目26番19―503号
債務者　永吉　正昭
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６２９号
大阪市淀川区三津屋南３丁目１番34号
債務者　能勢ジュリークリスティー
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６７８号
大阪市平野区長吉川辺２丁目３番８号、前住所大阪市都島区毛馬町３丁目７番15号
債務者　久松　勇作（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６８０号
大阪府池田市豊島北２丁目３番23号
債務者　藤田　和久
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９７号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目６番13号
債務者　松井　佳子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０３号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ13―103号
債務者　園田　雅代
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７４号
大阪市東住吉区西今川４丁目15番21号　グレイスアベリア207号
債務者　小野　雅士
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１７５号
大阪市東住吉区西今川４丁目15番21号　グレイスアベリア207号
債務者　小野　慶子（旧姓鳥倉）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１７号
大阪市平野区喜連東５丁目１番８―309号
債務者　堅田　義行
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３３７号
大阪府高槻市富田町４丁目16番５号
債務者　藤本　哲生
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０５号
大阪府豊中市庄内西町２丁目１番15―305号
債務者　小林　英子（旧姓秋山）
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０７号
大阪市生野区新今里７丁目２番15号　一光ハイツ303号室
債務者　大景美智子
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４０８号
大阪府八尾市郡川５丁目39番地　サンベールクワノ211号、前住所大阪府八尾市山本高安町２丁目13番45―305号
債務者　八木田光利
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１８号
大阪府枚方市村野東町19番４号
債務者　京谷　准一
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４２０号
大阪市淀川区塚本６丁目４番20号
債務者　坂北　　孝
1　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部